

安城市循環型社会形成推進地域計画

安 城 市
令和4年11月21日 作成

目 次

1.	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項.....	1
(1)	対象地域	1
(2)	計画期間	1
(3)	基本的な方向	1
(4)	ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況	1
(5)	プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容	2
2.	循環型社会形成推進のための現状と目標.....	3
(1)	一般廃棄物等の処理の現状	3
(2)	生活排水の処理の現状	4
(3)	一般廃棄物等の処理の目標	5
(4)	生活排水の処理の目標	6
3.	施策の内容.....	7
(1)	発生抑制、再使用の推進	7
(2)	処理体制	8
(3)	処理施設等の整備	11
(4)	施設整備に関する計画支援事業	11
(5)	その他の施策	12
4.	計画のフォローアップと事後評価.....	13
(1)	計画のフォローアップ	13
(2)	事後評価及び計画の見直し	13
様式 1	循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 1	14
様式 2	循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 2	17
	【参考資料様式 2】	18
	【参考資料様式 7】	19
	【参考資料様式 8】	20
(添付資料)	21
(1)	対象地域図	21
(2)	計画開始前過去 5 年から目標年度までの各トレンドグラフ	22
(3)	地域内の施設の現状と予定 (位置図)	26
(4)	現有及び新設予定の廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ	29
(5)	国土強靱化地域計画 (抜粋)	30

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名 安城市
面積 86.05km²
人口 188,999人(令和4年10月現在)

(2) 計画期間

本計画は、令和5年4月1日から令和12年3月31日までの7年間を計画期間とし、計画目標年度を令和12年度とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

本市は、愛知県の中部に位置しており、豊田市等の内陸工業都市、碧南市等の衣浦臨海工業都市に隣接していることから、自動車工業や機械工業等の世界的なものづくり産業の集積地となっている。その他、南部には県下有数の農業地帯が広がっており、都市近郊型の農業が行われている。

本市では、安城市一般廃棄物処理基本計画において「限りある資源を大切にし、ごみの減量と適正な処理により、環境負荷の少ない 持続可能なまち」を基本理念に掲げ、ごみの4R（発生抑制、排出抑制、再使用、リサイクル）の考え方を基に、市民・事業者・市の三者が協働してごみの減量化・資源化に努め、限りある資源を循環的に利活用しながら、次世代まで続く安全・安心かつ持続可能なまちを目指している。

本市のごみ焼却施設は、稼働開始から25年が経過しており、施設の老朽化が懸念されることから、基幹的設備改良工事により延命化及び施設稼働に伴う二酸化炭素排出量の削減を図る。また、令和5年度からプラスチック類の一括回収を行うことによって、循環型社会にふさわしい廃棄物リサイクル処理システムの構築を目指す。

生活排水（し尿及び生活雑排水）の処理については、令和3年度時点で汚水衛生処理率（汚水衛生処理人口を総人口で除した比率）が88.8%に達しているものの、単独処理浄化槽人口が1万9千人以上存在し、市内を流れる一部の河川において環境基準を満たしていないことから、合併処理浄化槽のさらなる普及を進める。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

愛知県は、平成21年3月に「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を策定し、市町村等が整備するごみ焼却施設の集約化を進めてきた。令和3年11月には、人口減少に伴うごみ排出量の減少への考慮や更なる事業費の縮減を図る必要があることから、持続可能な適正処理の確保を目的として「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画（2021年度～2030年度）」を策定している。

当該計画において本市は、碧南市、刈谷市、知立市及び高浜市とともに「衣浦東部ブロック」に属しており、当該ブロックにおいては、令和12年度までは現存するごみ焼却施設3施設を維持していくものとし、令和22年度以降を目安に本市のごみ処理

施設はブロック内の他施設と統合し、焼却処理の必要能力が概ね300t/日以上以上の2施設による処理体制を目指すとしている。本市では、当該計画における衣浦東部ブロックの施設整備計画に基づき、ごみ焼却施設の基幹的設備改良事業を進めている状況である。

表 4-2-33 衣浦東部ブロックの施設整備の方向性

施設名	事業主体	処理能力 (t/日)	供用開始 年度	各年度の施設供用状況（数値は供用年数）				備 考
				2031～2035	2036～2040	2041～2045	2046～2050	
刈谷知立環境組合 クリーンセンター	刈谷知立 環境組合	291	2009	23～27	28～32	33～37	38～42	計画的な施設更新等
安城市環境クリーンセンター	安城市	240	1997	35～42	43～47	48～52	53～58	2026～2031 年度に基幹改良予 定※1
衣浦衛生組合 クリーンセンター衣浦	衣浦衛生組合	190	1995	37～41	42～46	47～51	52～56	※ 1
(統合) 新ごみ処理施設	—	327※2	2040 以降					2040 年度以降に 2 施設を統合

※ 1 基幹改良から 10 年を超える供用期間（実線）は安城市及び衣浦衛生組合の想定により作成

※ 2 焼却処理必要能力の推計値

「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画（2021年度～2030年度）」（2021年11月 愛知県）より抜粋

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

本市では、従来よりプラスチック容器包装廃棄物を分別収集し、安城プラスチックリサイクルセンターにて分別・圧縮梱包した後、容器包装リサイクル法に基づく指定法人に再商品化を委託している。令和 5 年度からプラスチック使用製品廃棄物とプラスチック容器包装廃棄物は、一括回収し、再商品化する予定である。分別の基準については、環境省の「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」等を踏まえて検討する。また、一括回収の実施にあたっては、市民への説明会の開催、ホームページや広報紙等を通じた啓発を行う。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

令和3年度の一般廃棄物の排出・処理状況は、図1のとおりである。

なお、ごみ焼却施設の蒸気利用によって、場内および隣接するレジャープールへ温水供給を行っている。また、蒸気利用により発電した電力を場内にて使用し、余剰電力は電気事業者へ売却している。

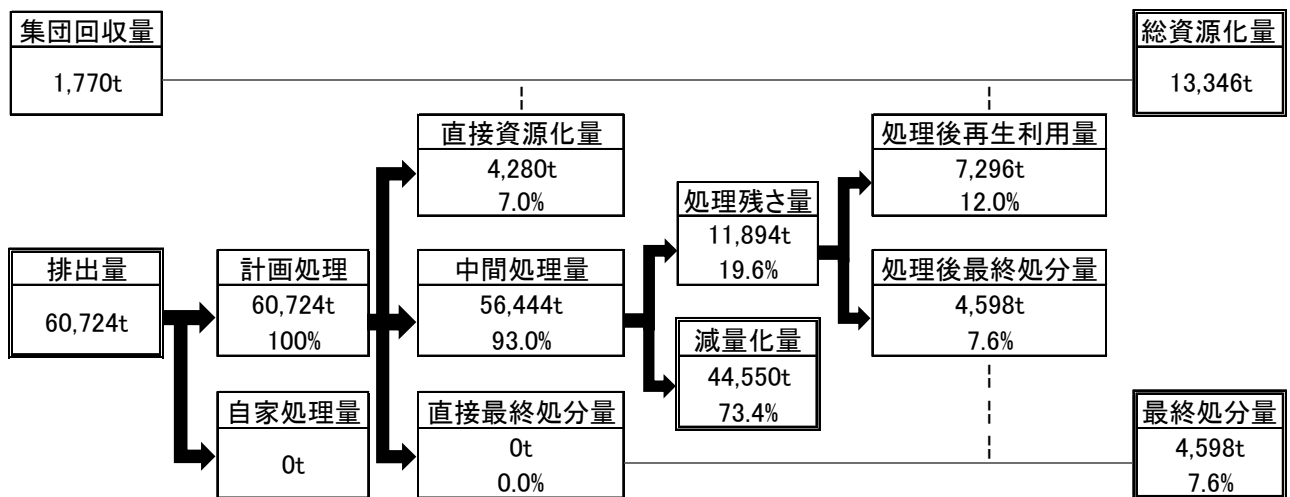


図1 一般廃棄物の処理状況フロー（令和3年度）

(2) 生活排水の処理の現状

令和3年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥の排出量は、図2のとおりである。

生活排水の処理対象人口は、全体で189,061人であり、汚水衛生処理人口は167,910人、汚水衛生処理率は88.8%である。

し尿発生量は1,466kl/年、浄化槽汚泥発生量は30,301kl/年である。

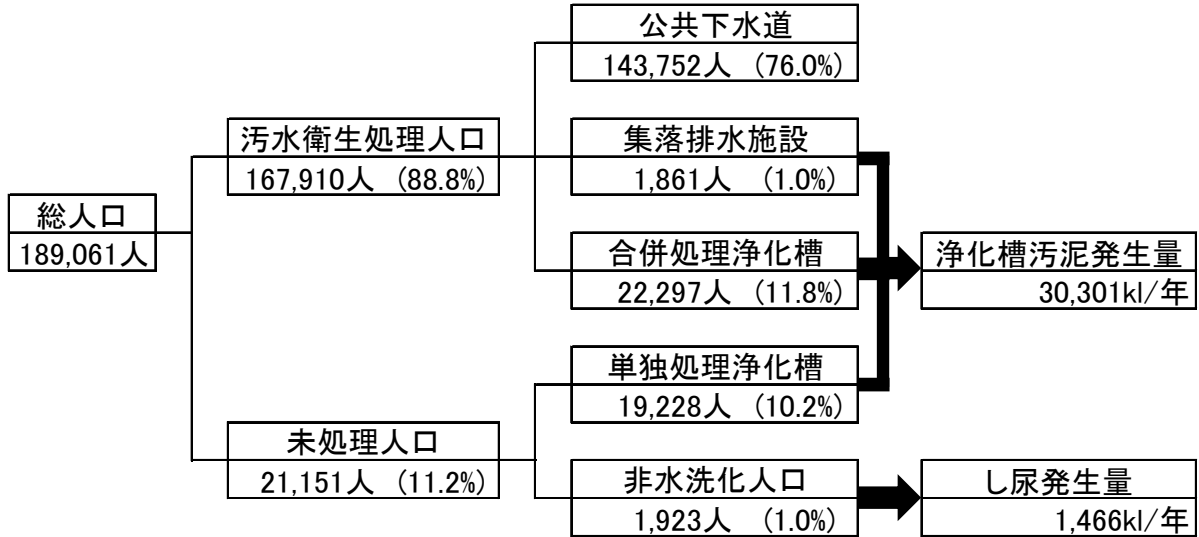


図2 生活排水の処理状況フロー（令和3年度）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量を定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化・再生利用に関する現状と目標

指 標		現 状 (割合 ^{※1}) (令和3年度)	目 標 (割合 ^{※1}) (令和12年度)
排出量	事業系 総排出量	17,159 トン	17,289 トン (0.8%)
	1事業所当たりの排出量 ^{※2}	2.44 トン/事業所	2.34 トン/事業所 (-4.1%)
	生活系 総排出量	43,565 トン	41,707 トン (-4.3%)
	1人当たりの排出量 ^{※3}	186.28 kg/人	169.51 kg/人 (-9.0%)
合 計	事業系生活系排出量	60,724 トン	58,996 トン (-2.8%)
再生利用量	直接資源化量	4,280 トン (7.0%)	4,853 トン (8.2%)
	総資源化量	13,346 トン (21.4%)	14,837 トン (23.9%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量及び熱利用量)	14,141 MWh 25,249 GJ	(工事中 ^{※4}) MWh (工事中 ^{※4}) GJ
最終処分量	埋立最終処分量	4,598 トン (7.6%)	4,683 トン (7.9%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

※4 令和12年度のエネルギー回収量は、安城市環境クリーンセンター(ごみ焼却施設)において令和10年度から令和13年度まで基幹的設備改良工事を行うことにより、炉の停止やそれに伴う発電停止期間があることから、目標値を設けないこととする。

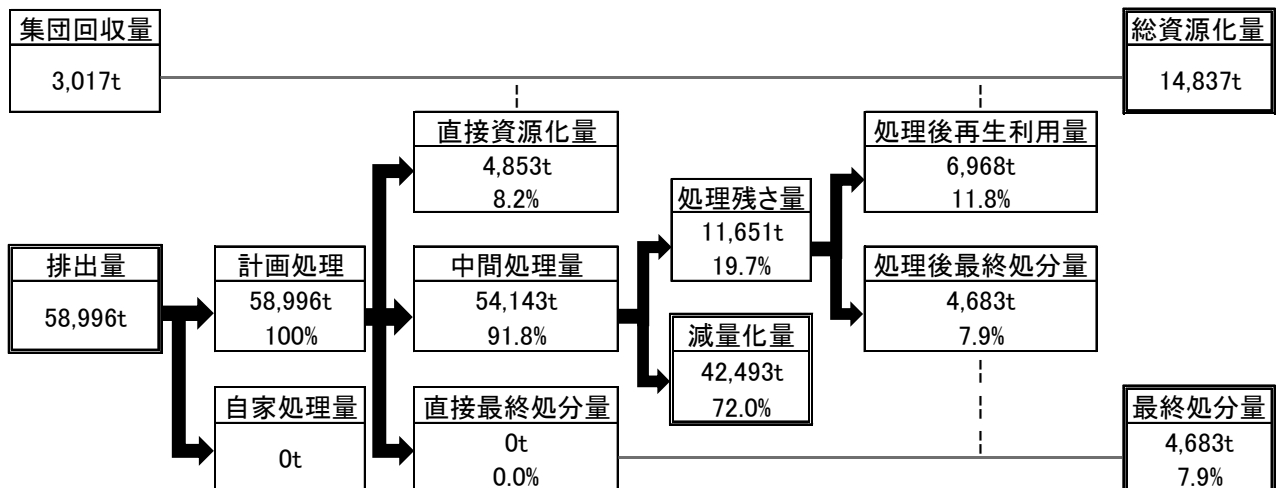
<<用語の定義>>

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)[単位：トン]

総資源化量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位：MWh] 及び熱利用量 [単位：GJ]

最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]



※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー (令和12年度)

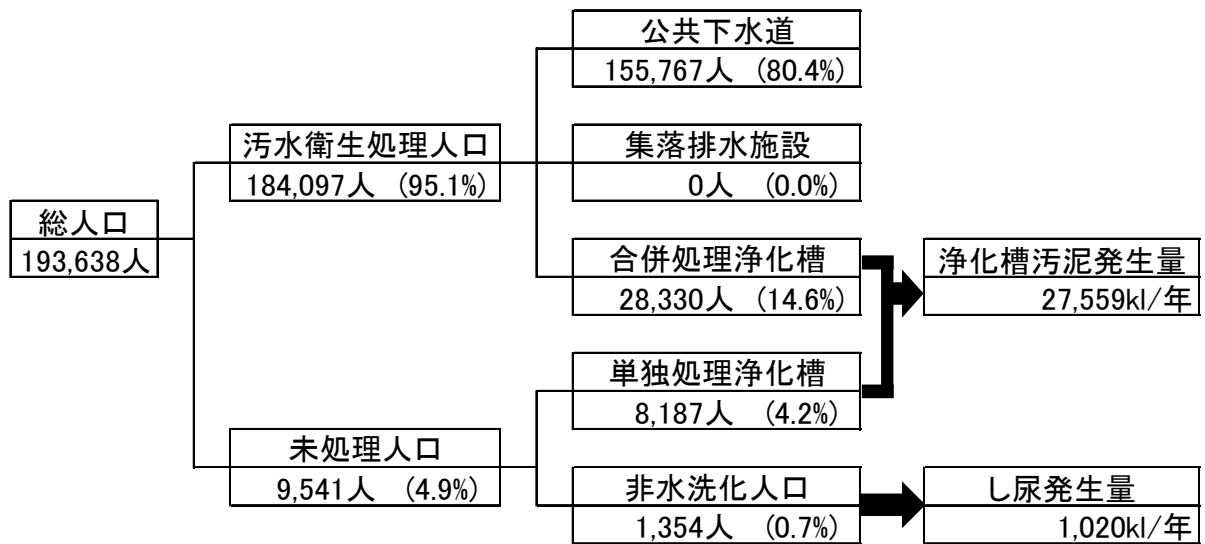
(4) 生活排水の処理の目標

生活排水の処理については、表2に掲げる目標のとおり、下水道区域の拡張と接続率の向上並びに合併処理浄化槽の普及促進を図るものとする。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

		現状 (令和3年度)		目標 (令和12年度)	
処理形態別人口	公共下水道	143,752 人	(76.0%)	155,767 人	(80.4%)
	集落排水施設	1,861 人	(1.0%)	0 人	(0.0%)
	合併処理浄化槽	22,297 人	(11.8%)	28,330 人	(14.6%)
	未処理人口	21,151 人	(11.2%)	9,541 人	(4.9%)
	合計	189,061 人		193,638 人	
汚し尿の量	汲み取りし尿量	1,466 キロリットル		1,020 キロリットル	
	浄化槽汚泥量	30,301 キロリットル		27,559 キロリットル	
	合計	31,767 キロリットル		28,579 キロリットル	

※農業集落排水処理施設は、令和8年度を目処に公共下水道へ統合予定。



※端数処理により割合が合わないことがある。

図4 目標達成時の生活排水の処理状況フロー (令和12年度)

3. 施策の内容

1人当たりの排出量の目標値は、現状より減少する目標を設定しているが、本市はさらなる減量化に向けて、以下の施策を積極的に取り組むこととする。

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 有料化

生活系及び事業系ごみの施設への搬入に係る処理手数料については、条例で定めている。

また、粗大ごみの処理手数料については、安城市リサイクルプラザへ持ち込む場合と戸別収集する場合に、それぞれにおいて料金を徴収している。

今後は、ごみの減量化を図るとともに、ごみの発生抑制の一層の促進を図るため、排出量に応じた負担の公平性や住民の意識改革を進め、地域の実情を踏まえながら生活系一般廃棄物の有料化の導入を引き続き検討する。

イ 環境教育、普及啓発、助成

「ごみ減量推進市民活動支援プログラム」によって資材の貸し出しや啓発品の提供をすることにより、市民、市民団体及び事業所等が主体的に取り組むごみ減量行動を促進する。また、地域のリーダー（地域クリーン推進員）を委嘱し、研修や情報交換を通じて、地域住民が主体となったごみ分別と適正排出及び地域環境美化に引き続き取り組んでいく。

また、子どもたちからごみの減量を習慣づけるため、小学校等に対して、社会科副読本や啓発ビデオ等による環境学習やごみ処理の現状を学ぶための清掃施設の見学会「クリーンバス事業」を継続して実施し、環境に関する標語やポスターの募集を行い、功労者に対する表彰事業等も開催する。

ウ マイバッグ運動・レジ袋対策

レジ袋の使用を抑制するため、市民に対してマイバッグの持参を啓発している。

今後は、広報紙やホームページ等を利用して、使い捨て製品より繰り返し使える製品を購入すること、ばら売りや詰め替え用品を選ぶこと、過剰包装の自粛等、プラスチックごみを減らす生活を心がけるよう啓発する。

エ 食品ロスの削減、生ごみの減量

食品ロスを削減するために、市民や事業者に対して、賞味期限や消費期限を把握し、未利用食品の廃棄を削減するよう啓発するとともに、エコクッキング教室の開催を検討する。

また、令和4年度から導入した、食品が余っている事業者と食品を求めている市民をつなぐマッチングシステムを積極的に周知し、利用の促進を図るとともに、フードバンク事業の先進事例の情報収集に努め、利用可能なフードバンク団体や食品を提供する企業等の調査を行う。

生ごみとして排出する必要があるものに対しては、生ごみ処理機器等の購入補助

やモニターへの貸出、EMぼかし配布事業の推進等により、家庭や地域における生ごみ減量化への取組みを支援する。

オ 民間事業者との連携

民間事業者と協力し、本市で収集したペットボトルごみをペットボトルに再利用するボトルtoボトルリサイクル事業、宅配便を使ったパソコンや小型家電の回収、民間事業者の店舗でのペットボトル等の回収を継続的に実施していく。

カ ごみ分別の推進

市民に対しては、ごみカレンダー及び「家庭ごみと資源の分け方・出し方 早わかりブック」を全戸配布することで分別排出の徹底を図るとともに、町内会等でごみの分別説明会等を開催し、間違いやすい分別等の周知を行う。

また、外国人に対しては、関係部署と連携して、適正なごみ出し方法の周知や属性調査（国籍・地域、言語等）を実施し、転入者に対しては、市民課での手続き時に分別方法等の資料を配布するとともに、住宅の管理者や所有者を通じた分別排出の指導を行うことで分別意識の向上を図る。

事業者に対しては、引き続き直接搬入時に検査を実施し、分別排出の指導を行っていく。

キ 生活排水対策

下水道計画区域においては、良好な生活環境の確保と河川の汚濁防止のため下水道の整備及び接続を促進する。下水道計画区域外の地域については、単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の使用世帯を対象に浄化槽設置整備事業補助金制度を継続するとともに、広報紙や市のホームページへの掲載等により本制度の周知を徹底することで、合併処理浄化槽への転換を促進する。

また、単独処理浄化槽及びくみ取り便槽を使用する生活雑排水未処理世帯を中心に、家庭でできる生活排水対策について、広く情報の提供を行っていく。

加えて、浄化槽使用世帯には、浄化槽の定期的な保守点検・清掃及び検査の重要性を広報紙等を通じて啓発する。

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表3のとおりである。

現在、プラスチック容器包装廃棄物は、安城プラスチックリサイクルセンターで処理しており、硬質プラスチックは、委託処理又は不燃ごみの一部として安城市リサイクルプラザで破砕処理後に埋立処分されている。

今後は、令和5年度からプラスチック一括回収を導入し、プラスチック容器包装廃棄物及び硬質プラスチックを含むプラスチック使用製品廃棄物を1つの分別区分としてあわせて収集を行い、処理する予定である。

また、安城市環境クリーンセンター（ごみ焼却施設）については、基幹的設備改良

工事によって施設を延命化するとともに省エネルギー化及びエネルギー回収能力の増強を図り、施設稼働に伴う二酸化炭素排出量を5%以上削減する。また、地域におけるエネルギーのさらなる利活用を検討し実施する。

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業者による安城市環境クリーンセンター（ごみ焼却施設）への直接搬入時にごみの検査を行うとともに、市内の事業者に対して、事業者向けの「事業系ごみの分け方・出し方 早わかりブック」を配布している。また、収集運搬業者とは、連絡会を適宜開催している。

事業者に対しては、引き続き減量化・資源化を徹底するよう啓発活動を行うとともに、食品廃棄物の再生利用や食品ロスのマッチングシステムの利用を促進していく。

ウ 一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後

現状では、産業廃棄物の処理は実施していない。また、今後も実施しない方針である。

エ 生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理については、引き続き、下水道や農業集落排水処理施設が整備されていない地域で合併処理浄化槽の整備を進めていく。なお、農業集落排水処理施設については令和8年度を目処に、公共下水道へ統合する予定である。

また、し尿及び浄化槽汚泥については、安城市環境クリーンセンター（し尿処理施設）において処理している。処理で生じた汚泥は、脱水後、安城市環境クリーンセンター（ごみ焼却施設）で焼却処理しており、今後も同様の処理を行う。

表3 生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状(R3年度)			今 後(R12年度)						
分別区分	処理方法	処理施設等	分別区分	処理方法	処理施設等				
					一次処理	二次処理			
可燃ごみ	(熱回収)焼却	安城市環境 クリーンセンター (ごみ焼却施設)	可燃ごみ	(熱回収)焼却	発電	安城市環境 クリーンセンター (ごみ焼却施設)	(焼却灰のセメント化)委託		
不燃ごみ	焼却・埋立	安城市 リサイクルプラザ	不燃ごみ	焼却・埋立	(売却)焼却埋立	安城市 リサイクルプラザ	再資源化が可能なものは売却 再資源化できないものは破砕し、安城市環境ク リーンセンターで焼却または安城市榎前町一般 廃棄物最終処分場で埋立		
粗大ごみ	リサイクル		ビン	リサイクル				生きビンは売却 その他ビンは委託により再資源化	
ビン	リ サ イ ク ル	(売却)	缶	リ サ イ ク ル	(売却)再資源化	安城市 資源化センター	(売却)		
古紙			(売却)		(売却)		(売却)		
古着			(売却)		(売却)		(売却)		
ペットボトル			安城市 資源化センター		(売却)		(売却)		
乾電池・ 蛍光灯			安城プラスチック リサイクルセンター		再資源化		委託		
プラスチック 製容器包装			委託		プラスチック 資源		再商品化	再商品化(委託)	
硬質プラス チック製品			(売却)		小型家電		リ サ イ ク ル	(売却)	(売却)
小型家電			(売却)		廃食用油			(売却)	(売却)
廃食用油			(売却)		せん定枝		再資源化	安城市せん定枝 リサイクルプラント	無償配布
せん定枝			安城市せん定枝 リサイクルプラント		古紙・古着・ ビン・缶(集 団資源回収)		(売却)	(売却)	
古紙・古着・ ビン・缶(集 団資源回収)			(売却)						

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

「(2) 処理体制」に基づく処理を行うため、表4のとおり必要な施設整備を行う。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間 (全体事業期間)	国土強靱化
1	ごみ焼却施設 安城市環境クリーンセンター	安城市ごみ焼却施設の 基幹的設備改良事業	240t/日	安城市和泉 町大下 38	R7～R11 (R7～R13)	安城市国土 強靱化地域 計画

(整備理由)

事業番号1：既存施設の老朽化、エネルギーの高効率回収・有効利用の促進

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表5のとおり行う。

表5 合併処理浄化槽の整備計画

事業	直近の整備済 基数(基) (令和3年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間	国土強靱化
浄化槽設置整備事業	8	84	553	R5～R11	安城市国土 強靱化地域 計画
合計	8	84	553		

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表6のとおり計画支援事業を行う。

表6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
1	安城市ごみ焼却施設の基幹的設備改良事業(事業番号1)に係る施設整備基本計画等策定事業	施設整備基本計画等策定	R5～R6
	安城市ごみ焼却施設の基幹的設備改良事業(事業番号1)に係る生活環境影響調査事業	生活環境影響調査	R5～R7
	安城市ごみ焼却施設の基幹的設備改良事業(事業番号1)に係るPFI導入可能性調査事業	PFI導入可能性調査	R5
	安城市ごみ焼却施設の基幹的設備改良事業(事業番号1)に係る事業者選定事業	発注仕様書作成、事業者選定	R5～R7

(5) その他の施策

その他、本市は、地域の循環型社会を形成するため、次の施策を実施していく。

ア 廃家電・使用済み小型家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法に基づき適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店等と協力して普及啓発を行う。

なお、使用済み小型家電は、平成25年度からリサイクルステーションでの回収を実施しており、平成26年1月以降は、新たに開設したエコらんどでも回収を実施している。今後は、新たなリサイクルステーションの設置を検討する。

イ 不法投棄対策

パトロールの実施や町内会への監視カメラの貸し出し等により、不法投棄の防止体制の強化を図る。また、不法投棄をした違反者への指導体制の整備を図る。

ウ ごみの排出が困難な方への対応

高齢化等によりごみ出しが困難になる状況に対応するため、ごみ出し支援策を関係部署と調整しながら検討する。

エ 危険ごみへの対策の実施

リチウムイオン電池やスプレー缶等の火災の危険があるごみについて、新たな回収方式としてステーション回収を行うことを検討する。

また、リチウムイオン電池等の分別徹底については、より効果的な周知方法を検討し、排出ルールを徹底することで、スプレー缶等の混入によるパッカー車及び処理施設での事故の発生を防ぐ。

オ 災害時の廃棄物処理に関する事項

令和4年3月に改訂した「安城市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害時に発生する廃棄物の適正な処理を行う。災害廃棄物の仮置場については、計画の中で候補地を選定している。

また、地震や台風・大雨等の自然災害の発生により生じる膨大な災害廃棄物処理を円滑に行うため、BCP（Business Continuity Plan、事業継続計画）の策定を検討する。

4. 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を把握し、必要に応じて計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後は、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

様式1 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表1

1 地域の概要

(1) 地域名	安城市	(2) 地域内人口	188,999人 (令和4年10月1日現在)	(3) 地域面積	86.05km ²
(4) 構成市町村等名	安城市	(5) 地域の要件*	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	なし				

*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状(排出量等に対する割合)						目標
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和12年度
排出量	事業系 総排出量(トン)	17,825	17,486	17,507	18,566	17,009	17,159	17,289 (R3比 0.8%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	2.37	2.40	2.42	2.63	2.38	2.44	2.34 (R3比 -4.1%)
	生活系 総排出量(トン)	42,751	42,207	42,795	43,153	44,283	43,565	41,707 (R3比 -4.3%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	181.89	179.50	182.91	185.61	188.61	186.28	169.51 (R3比 -9.0%)
	合計 事業系生活系の総排出量合計(トン)	60,576	59,693	60,302	61,719	61,292	60,724	58,996 (R3比 -2.8%)
再生利用量	直接資源化量(トン)	4,943 (8.2%)	4,795 (8.0%)	4,481 (7.4%)	4,330 (7.0%)	4,569 (7.5%)	4,280 (7.0%)	4,853 (8.2%)
	総資源化量(トン)	13,824 (21.6%)	13,373 (21.3%)	12,549 (19.9%)	13,245 (20.6%)	13,603 (21.6%)	13,346 (21.4%)	14,837 (23.9%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量 MWH)	13,545	13,656	14,236	14,681	14,115	14,141	(工事中)※1
	エネルギー回収量 (年間の熱利用量 GJ)	19,096	21,304	8,345	15,501	22,580	25,249	(工事中)※1
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	6,251 (10.3%)	6,071 (10.2%)	6,540 (10.8%)	5,880 (9.5%)	4,887 (8.0%)	4,598 (7.6%)	4,683 (7.9%)

※1 令和12年度のエネルギー回収量は、安城市環境クリーンセンター(ごみ焼却施設)において令和10年度から令和13年度まで基幹的設備改良工事を行うことにより、炉の停止やそれに伴う発電停止期間があることから、目標値を設けないこととする。

※2 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

--

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ焼却施設	安城市環境クリーンセンター(ごみ焼却施設)	安城市	全連続燃焼式	240t/日	H9.3 (H27.3基幹的設備改良工事)	—	未定	(浸水深0m) 想定される浸水深が0mであるため、浸水対策を行っていない。	
資源化施設	安城市リサイクルプラザ	安城市	低速式破砕機及び高速せん断型破砕機、びん・缶分別処理	58.2t/日	H10.7	—	未定	(浸水深0m) 想定される浸水深が0mであるため、浸水対策を行っていない。	
リサイクルセンター	安城市資源化センター	安城市	選別・圧縮・梱包	3.0t/日	H12.3	—	未定	(浸水深0m) 想定される浸水深が0mであるため、浸水対策を行っていない。	
せん定枝破砕処理施設	安城市せん定枝リサイクルプラント	安城市	破砕・発酵	4.8t/日	H13.3	—	未定	(浸水深0m) 想定される浸水深が0mであるため、浸水対策を行っていない。	
最終処分場	安城市榎前町一般廃棄物最終処分場	安城市	サンドイッチ方式	80,200m ³	H5.9	—	未定	(浸水深3.0~5.0m未満) 施設として、雨水等の貯留及び排水対策は十分にされているが、万が一、埋立て処分が困難となった場合は、他の処分場へ処分依頼等行う。	
し尿処理施設	安城市環境クリーンセンター(し尿処理施設)	安城市	前処理・前脱水方式+生物酸化処理方式	102kl/日	S62.3 (H29.2リニューアル)	—	未定	(浸水深0m) 想定される浸水深が0mであるため、浸水対策を行っていない。	

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設解体の有無(解体施設の名称)	廃焼却施設解体事業着手(予定)年月完了(予定)年月	想定される浸水深と対策	プラスチック再商品化を実施するための施設整備事業	備考
ごみ焼却施設	安城市環境クリーンセンター(ごみ焼却施設)	安城市	全連続燃焼式	240t/日	R14.3	施設の延命化及びCO ₂ 排出量削減のための基幹的設備改良	無	—	(浸水深0m) 想定される浸水深が0mのため、浸水対策を行っていない。	—	

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位		過去の状況・現状						目標
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和12年度
総人口		187,192	188,693	189,331	190,368	189,877	189,061	193,638
公共下水道	汚水衛生処理人口	134,314	136,718	138,054	140,863	141,956	143,752	155,767
	汚水衛生処理率	71.8%	72.5%	72.9%	74.0%	74.8%	76.0%	80.4%
集落排水施設	汚水衛生処理人口	1,910	1,907	1,895	1,947	1,939	1,861	0
	汚水衛生処理率	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.0%
合併処理浄化槽※1	汚水衛生処理人口	15,711	15,998	16,476	17,040	23,057	22,297	28,330
	汚水衛生処理率	8.4%	8.5%	8.7%	9.0%	12.1%	11.8%	14.6%
未処理人口※1	汚水衛生未処理人口	35,257	34,070	32,906	30,518	22,925	21,151	9,541

※1 合併処理浄化槽人口及び単独処理浄化槽人口は、令和2年度に統計手法を変更した。

※2 参考として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年度	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	安城市	3,432	22,171	平成元年4月	84	553	令和12年度	

※ 計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付する。

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2

事業種別	事業番号 ※1	事業主体 名称 ※2	規模		事業期間 ※5		総事業費(千円)							交付対象事業費(千円)							備考			
			単位		開始	終了	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度				
○エネルギー回収等に関する事業							8,815,203	0	0	11,209	40,139	420,446	811,011	7,532,398	6,825,007	0	0	11,923	11,923	11,923	163,990	6,625,248		
安城市ごみ焼却施設の基幹的設備改良事業	1	安城市	240	t/日	R7	R11	8,815,203	0	0	11,209	40,139	420,446	811,011	7,532,398	6,825,007	0	0	11,923	11,923	11,923	163,990	6,625,248	全体事業: R7~R13	
○浄化槽に関する事業							77,028	11,004	11,004	11,004	11,004	11,004	11,004	11,004	68,698	9,814	9,814	9,814	9,814	9,814	9,814	9,814	9,814	
浄化槽設置整備事業		安城市	84	基	R5	R11	77,028	11,004	11,004	11,004	11,004	11,004	11,004	11,004	68,698	9,814	9,814	9,814	9,814	9,814	9,814	9,814	9,814	
○施設整備に関する計画支援事業							91,454	26,950	42,119	22,385	0	0	0	0	76,161	14,300	39,476	22,385	0	0	0	0	0	
安城市ごみ焼却施設の基幹的設備改良事業に係る施設整備基本計画等策定事業	1	安城市			R5	R6	25,201	17,919	7,282	0	0	0	0	0	9,966	5,269	4,697	0	0	0	0	0	0	
安城市ごみ焼却施設の基幹的設備改良事業に係る生活環境影響調査事業	1	安城市			R5	R7	40,810	1,650	23,309	15,851	0	0	0	0	40,810	1,650	23,309	15,851	0	0	0	0	0	
安城市ごみ焼却施設の基幹的設備改良事業に係るPFI導入可能性調査事業	1	安城市			R5	R5	5,907	5,907	0	0	0	0	0	0	5,907	5,907	0	0	0	0	0	0	0	
安城市ごみ焼却施設の基幹的設備改良事業に係る事業者選定事業	1	安城市			R5	R7	19,536	1,474	11,528	6,534	0	0	0	0	19,478	1,474	11,470	6,534	0	0	0	0	0	
合計							8,983,685	37,954	53,123	44,598	51,143	431,450	822,015	7,543,402	6,969,866	24,114	49,290	44,122	21,737	21,737	173,804	6,635,062		

※1 事業番号については、計画本文3(3)表4等に示す事業番号と一致させること。
 ※2 実施しない事業の欄は削除して構わない。
 ※3 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。
 ※4 事業が地域計画を跨ぐ場合は地域計画期間内の事業期間を記入し、備考欄に全体の事業期間を記載すること。なお、事業期間は交付対象外部分のみを行う期間も含む。
 ※5 廃焼却施設の解体と新施設の建設を異なる事業主体が実施する場合は、それぞれの事業費を別行で記載すること。

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 愛知県

(1) 事業主体名	安城市
(2) 施設名称	安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設
(3) 工期	令和7年度～令和11年度 (全体：令和7年度～令和13年度)
(4) 施設規模	処理能力 240 t / 日 (120 t / 日 × 2 炉)
(5) 形式及び処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="radio"/> (発電効率 未定 %) ・ 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> (熱利用率 未定 %) ・ 無
(7) 地域計画内の役割	基幹的設備改良工事によって施設を延命化するとともに省エネルギー化およびエネルギー回収能力の増強を図り、施設稼働に伴う二酸化炭素排出量を5%以上削減する。また、地域におけるエネルギーのさらなる利活用を検討し実施する。
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input checked="" type="radio"/>

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	
-------------	--

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス熱利用率	kWh / ごみ t
(11) バイオガスの利用計画	

(12) 総事業計画額	8,815,203千円(全体：20,894,739千円) うち、交付対象事業費6,825,007千円(全体：16,776,658千円)
-------------	--

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 愛知県

(1) 事業主体名	安城市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	公共用水域の水質改善促進を目的とした、単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換工事への補助
(4) 事業期間 (生活排水処理基本計画期間) ※生活排水処理基本計画をもって地域計画に代える場合に括弧書きで記載。	令和5年度～令和11年度
(5) 事業対象地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 その他
(6) 事業計画額	交付対象事業費 68,698 千円 うち (以下の事業を実施する場合) ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 68,698 千円 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費 0 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模
【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (553人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	28基 (140人分)	9,296	11,620	9,296
6～7人槽	49基 (343人分)	20,286	25,333	20,286
8～10人槽	7基 (70人分)	3,836	4,795	3,836
11～20人槽	基			
21～30人槽	基			
31～50人槽	基			
51人槽以上	基			
宅内配管費	84基	25,200	25,200	25,200
撤去費	84基	10,080	10,080	10,080
雨水貯留槽 等再利用				
改築費(災 害)				
改築費(長 寿命化)				
浄化槽整備 効率化事業	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合計	84基 (553人分) ※基数の合計には、宅内配管費、撤去費を除く。	68,698	77,028	68,698

計 画 支 援 概 要

都道府県名 愛知県

(1) 事業主体名	安城市			
(2) 事業目的	安城市ごみ焼却施設の基幹的設備改良事業に資するため			
(3) 事業名称	安城市ごみ焼却施設の基幹的設備改良事業に係る施設整備基本計画等策定事業	安城市ごみ焼却施設の基幹的設備改良事業に係る生活環境影響調査事業	安城市ごみ焼却施設の基幹的設備改良事業に係るPFI導入可能性調査事業	安城市ごみ焼却施設の基幹的設備改良事業に係る事業者選定事業
(4) 事業期間	令和5年度～ 令和6年度	令和5年度～ 令和7年度	令和5年度	令和5年度～ 令和7年度
(5) 事業概要	施設整備基本計画等を策定するもの。	廃棄物処理法に定める生活環境影響調査を実施するもの。	公設民営方式等の導入可能性を検討するもの。	事業者選定を実施するもの。
(6) 総事業計画額	25,201千円 うち、交付対象事業費9,966千円	40,810千円 うち、交付対象事業費40,810千円	5,907千円 うち、交付対象事業費5,907千円	19,536千円 うち、交付対象事業費19,478千円

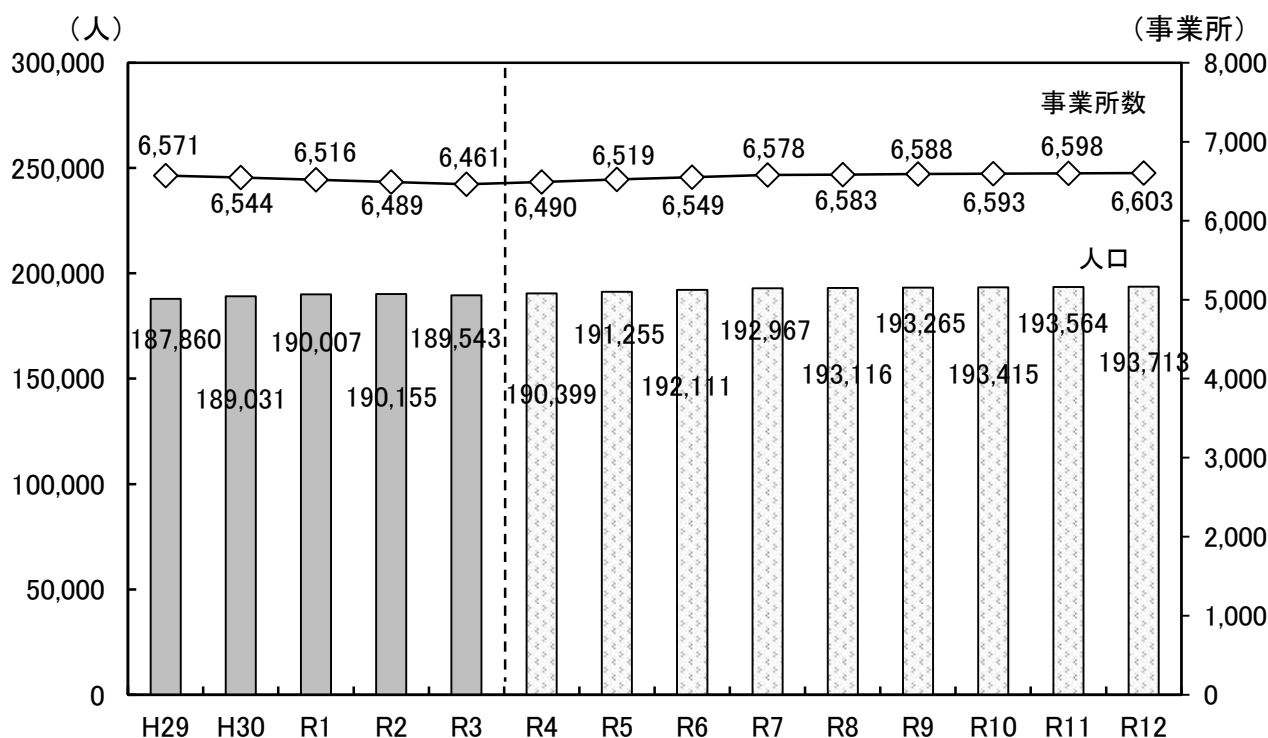
(添付資料)

(1) 対象地域図

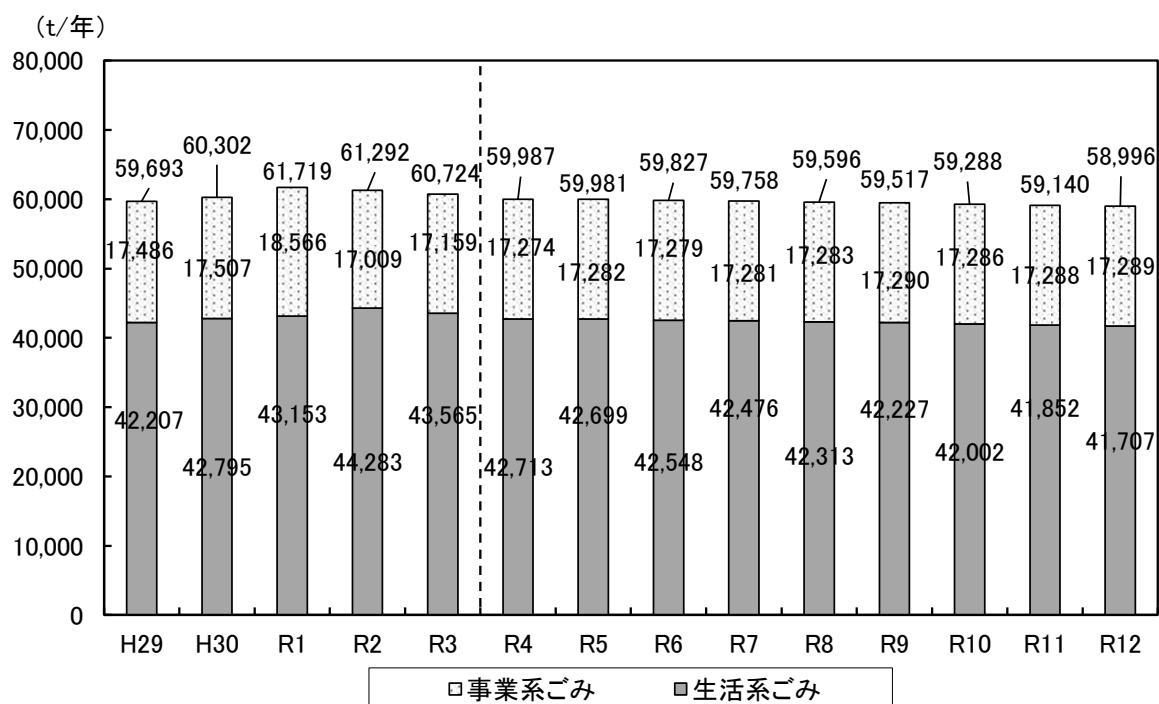


(2) 計画開始前過去5年から目標年度までの各トレンドグラフ

ア 人口（住民基本台帳各年10月1日）及び事業所数

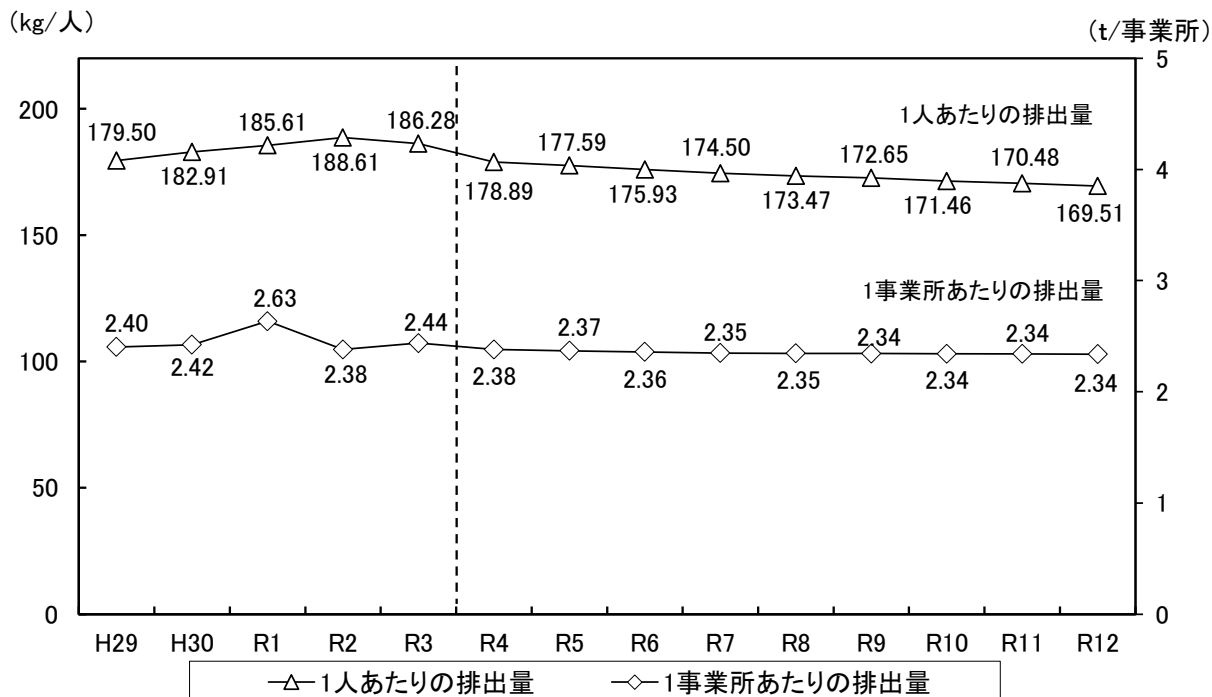


イ 事業系・生活系総排出量

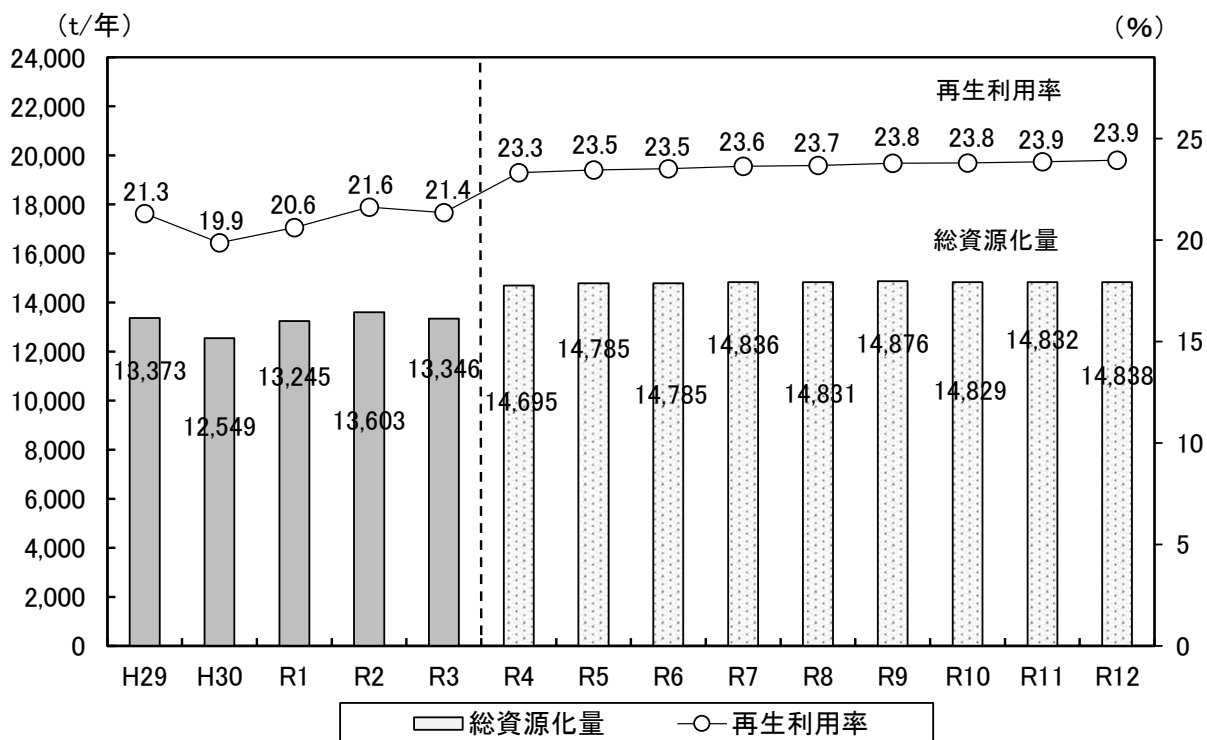


※端数処理により合計が合わないことがある。

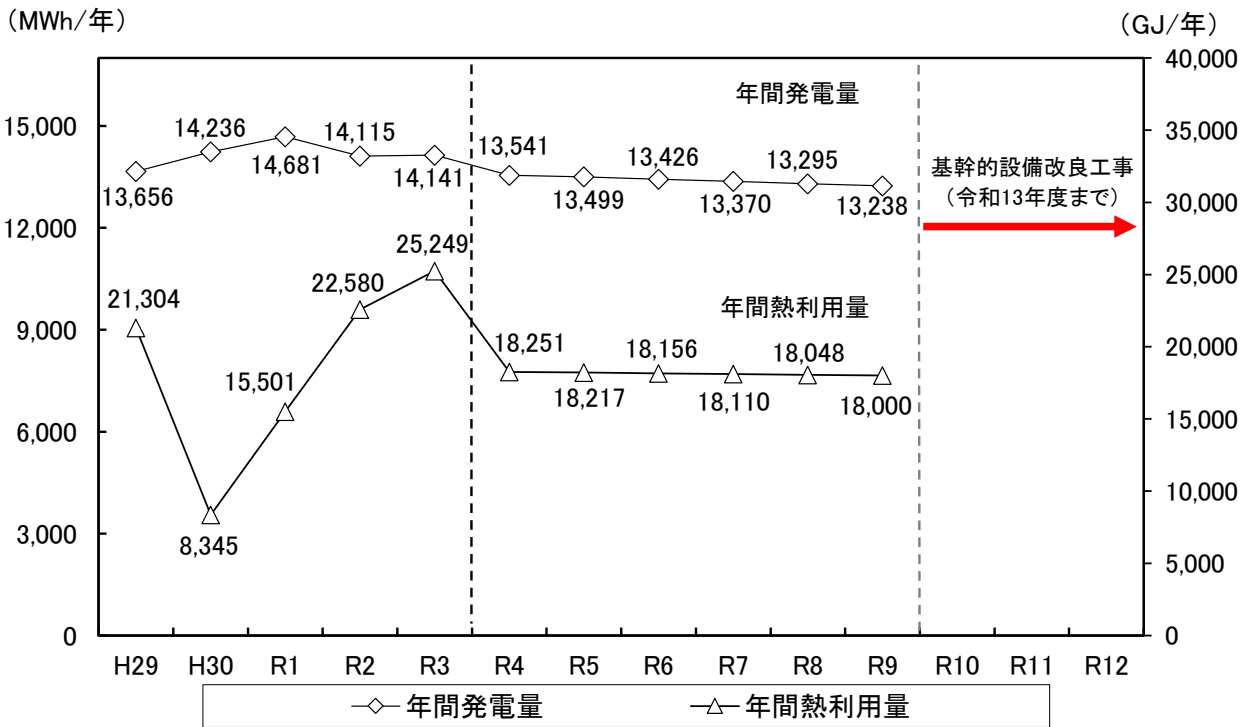
ウ 1事業所あたり・1人あたりの排出量



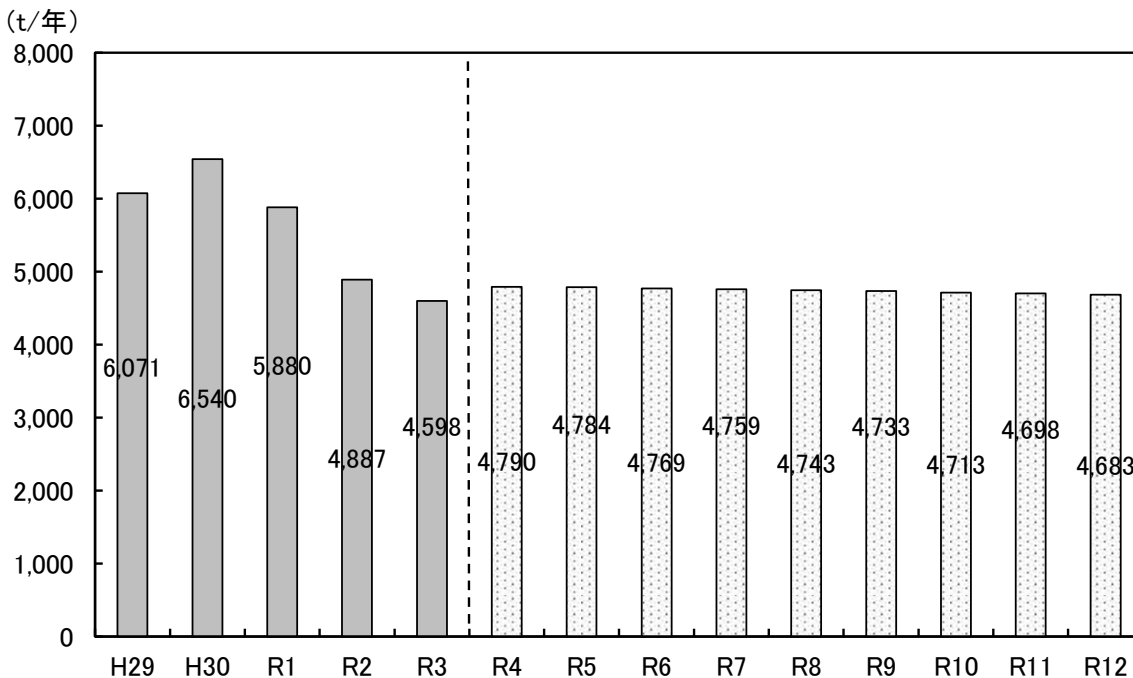
エ 総資源化量及び再生利用率



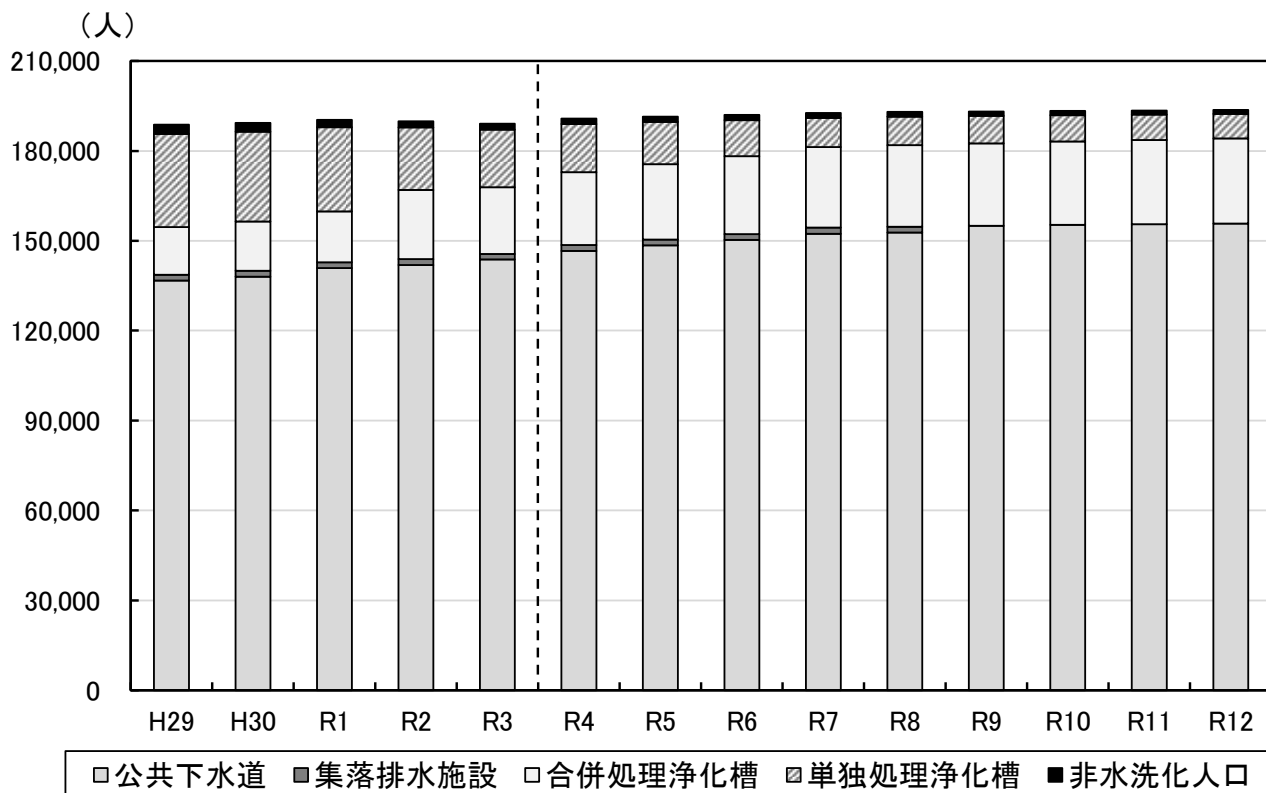
オ エネルギー回収量



カ 最終処分量



キ 生活排水の処理人口（住民基本台帳各年3月31日）



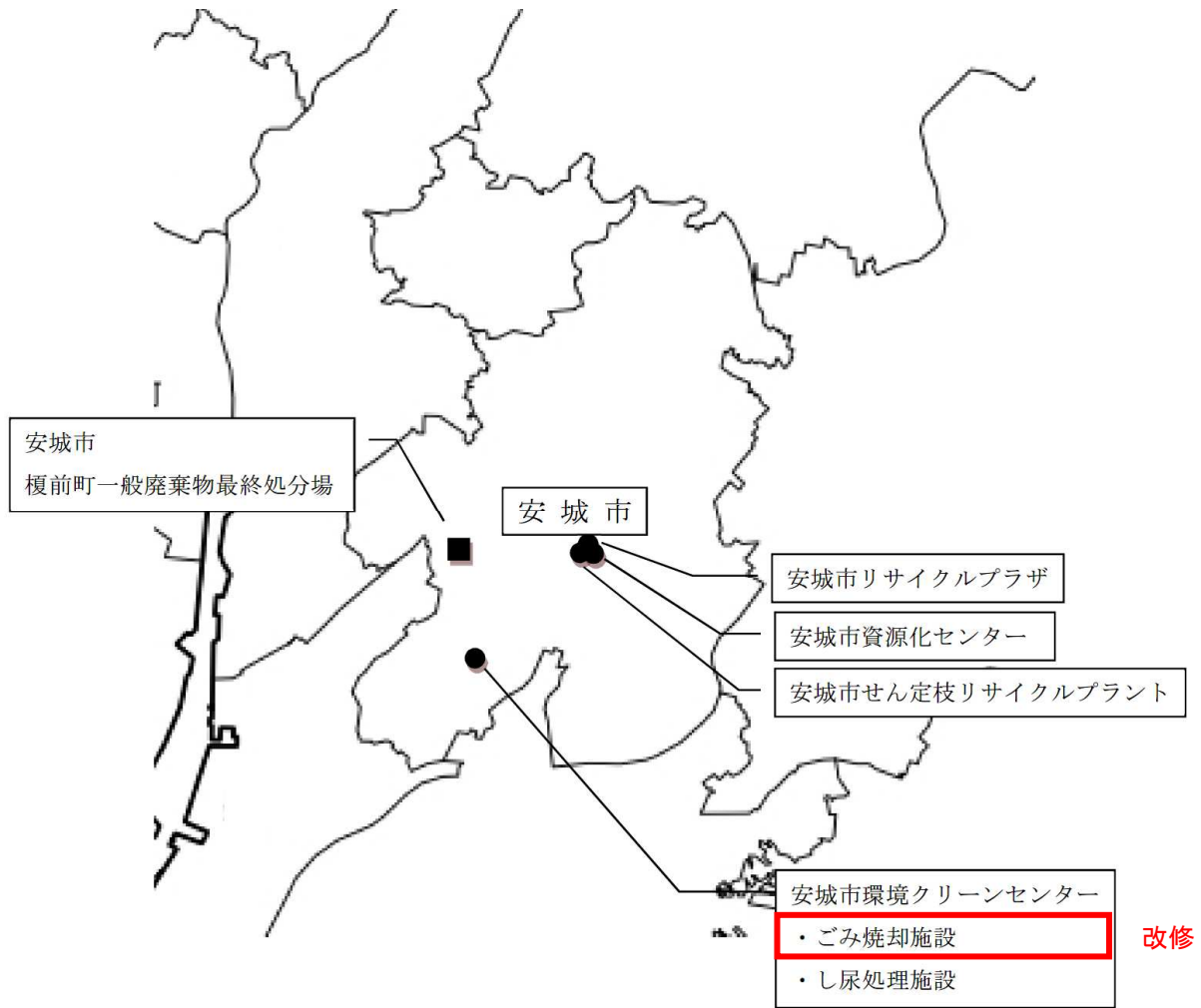
(単位：人)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
公共下水道	136,718	138,054	140,863	141,956	143,752	146,606	148,476	150,287	152,393	152,717	154,997	155,277	155,534	155,767
集落排水施設	1,907	1,895	1,947	1,939	1,861	1,963	1,968	1,972	1,975	1,977	0	0	0	0
合併処理浄化槽	15,998	16,476	17,040	23,057	22,297	24,320	25,128	25,957	26,958	27,221	27,519	27,803	28,074	28,330
単独処理浄化槽	31,090	29,957	28,087	20,882	19,228	16,053	14,058	12,100	9,673	9,533	9,145	8,791	8,471	8,187
非水洗化人口	2,980	2,949	2,431	2,043	1,923	1,862	1,792	1,724	1,659	1,594	1,530	1,469	1,410	1,354
合計	188,693	189,331	190,368	189,877	189,061	190,804	191,422	192,040	192,658	193,042	193,191	193,340	193,489	193,638

※合併処理浄化槽人口及び単独処理浄化槽人口は、令和2年度に統計手法を変更した。

(3) 地域内の施設の現状と予定 (位置図)

ア 現有施設の位置図及び概要

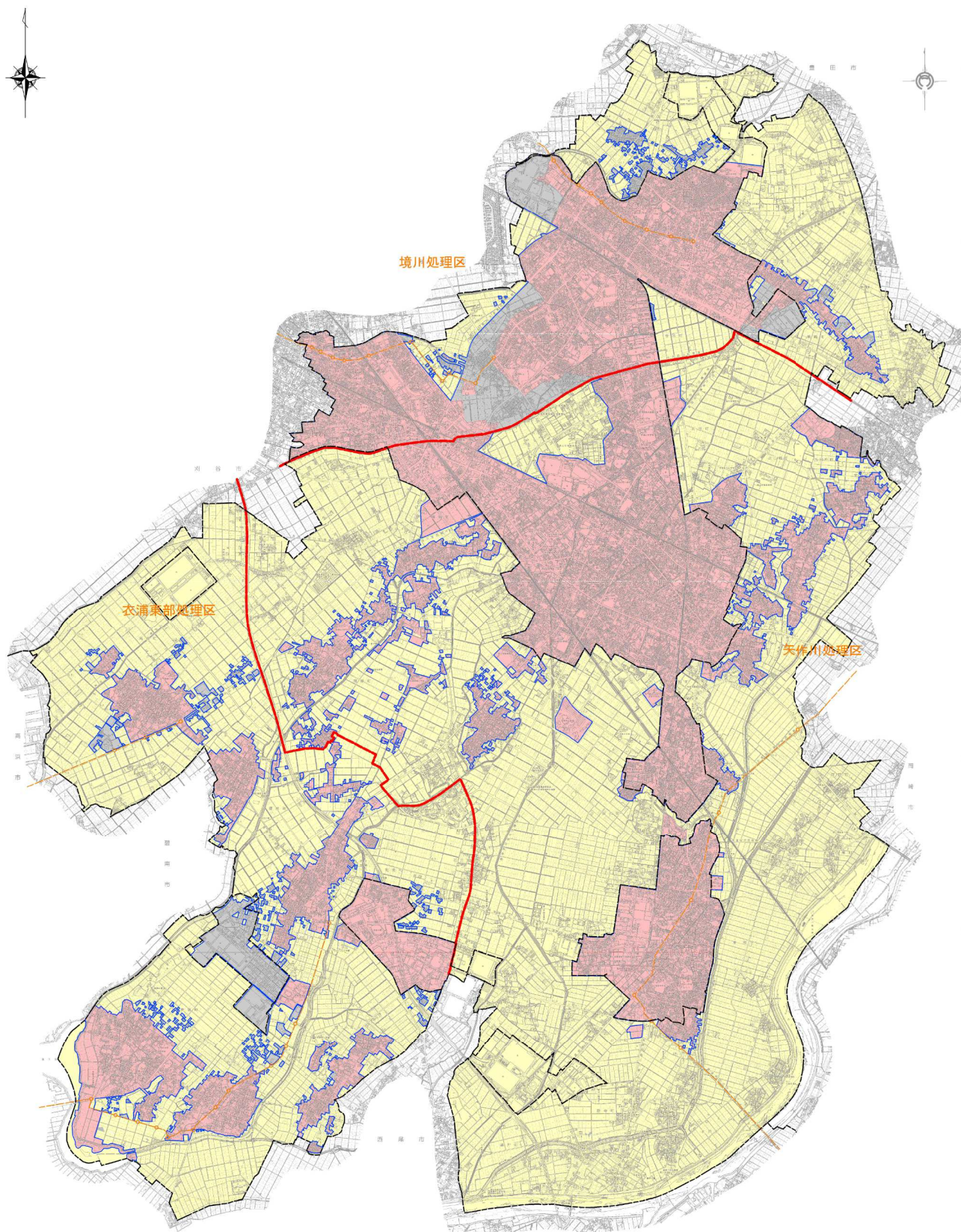


【現有施設の概要】

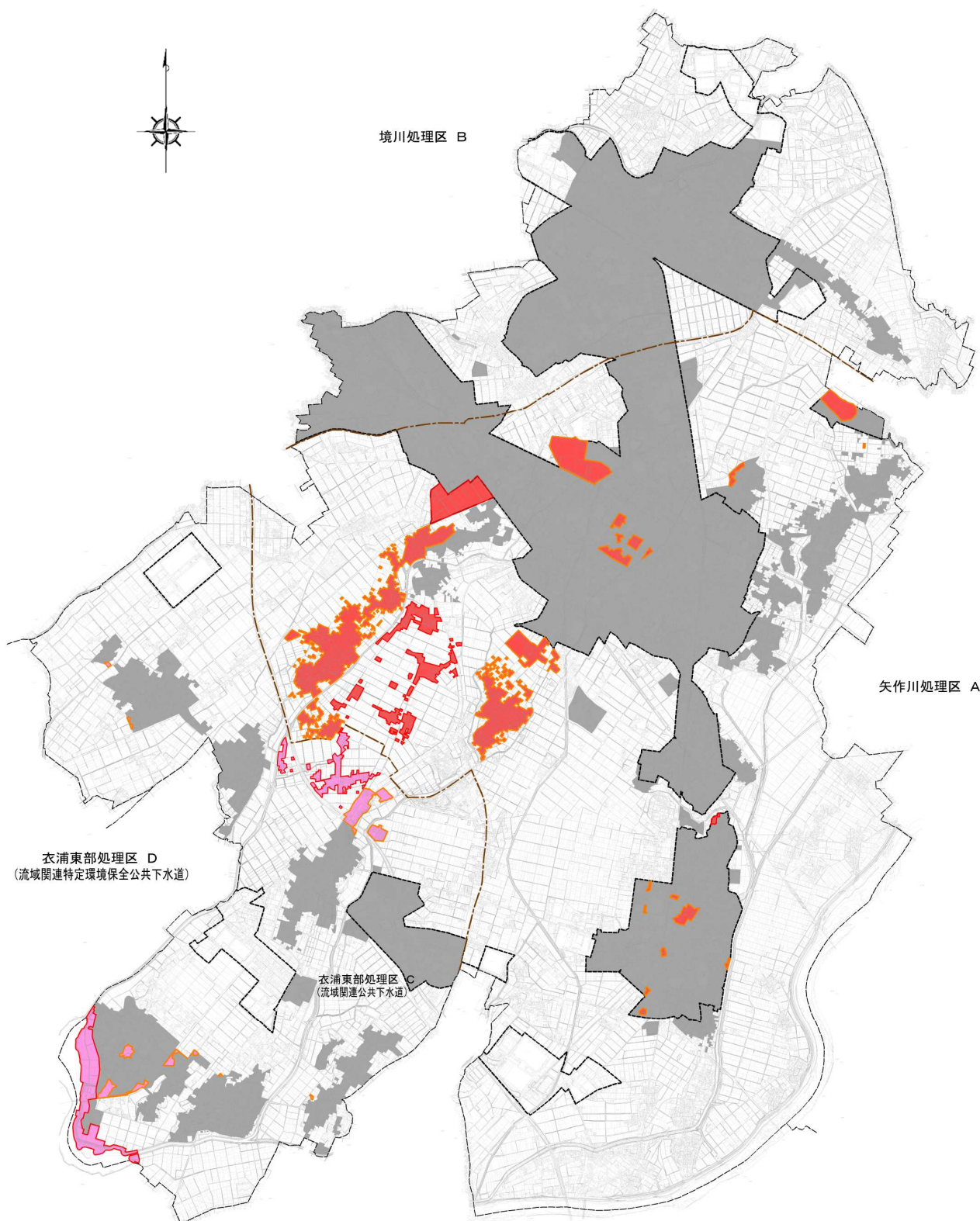
ごみの種類	施設名	処理能力	処理方法	竣工年月
可燃ごみ	安城市環境クリーンセンター (ごみ焼却施設)	240t/日	全連続燃焼式	平成9年3月 (平成27年3月 基幹的設備改良工事)
不燃ごみ・ 粗大ごみ・ びん・缶	安城市リサイクルプラザ (資源化施設)	58.2t/日	低速式破砕機及 び高速せん断型 破砕機、びん・ 缶分別処理	平成10年7月
ペットボトル	安城市資源化センター (リサイクルセンター)	3.0t/日	選別・圧縮 ・梱包	平成12年3月
せん定枝	安城市せん定枝リサイクル プラント (せん定枝破砕処理施設)	4.8t/日	破砕・発酵	平成13年3月
不燃残さ	安城市榎前町一般廃棄物 最終処分場	80,200m ³	サンドイッチ 方式	平成5年9月
し尿・ 浄化槽汚泥	安城市環境クリーンセンター (し尿処理施設)	102kl/日	前処理・前脱水 方式+生物酸化 処理方式	昭和62年3月 (平成29年2月 リニューアル)

イ 浄化槽整備区域図及び浄化槽処理促進区域図(令和5年度)

図の黄色及び灰色塗り部分が浄化槽整備区域、黄色塗り部分が浄化槽処理促進区域である。

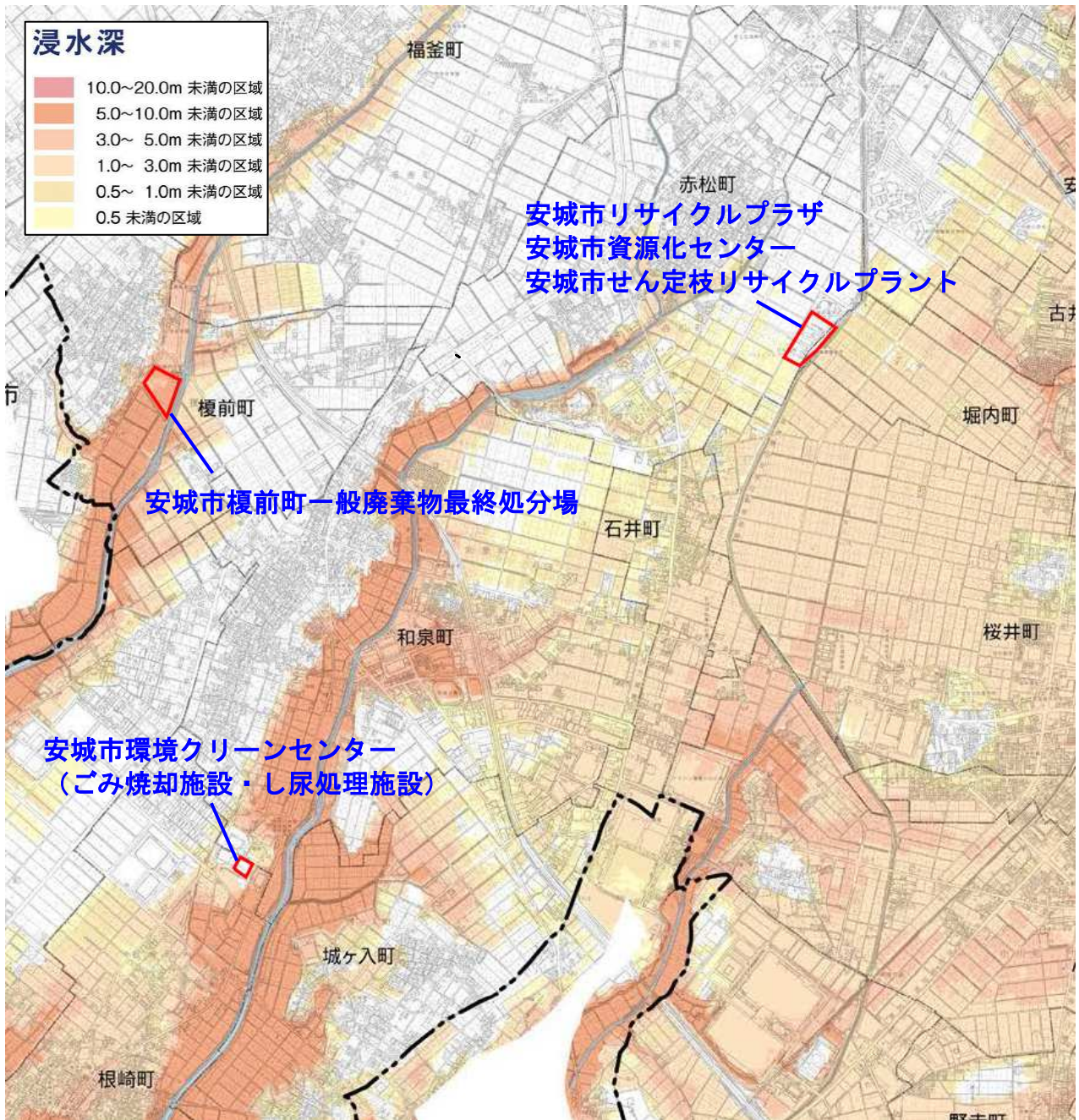


ウ 浄化槽整備区域図及び浄化槽処理促進区域図(令和6年度以降)
図の白塗り部分が浄化槽整備区域及び浄化槽処理促進区域である。



(4) 現有及び新設予定の廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ

【矢作川の氾濫時】



(5) 国土強靱化地域計画（抜粋）

※安城市国土強靱化地域計画（令和2年8月発行）別表より

事業名 (個別具体的施策)	対象となる リスクシナリオ	推進方針	事業内容	省庁名	交付金・補助金名等	対象となる交付・補助対象事業
空き家再生等推進事業	7-2	(危険な空き家の除却等への支援)	危険な空き家の解体に関する補助	国土交通省	社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業)	空き家再生等推進事業
アスベスト対策補助事業	7-4	(有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃)	味付アスベストの分析調査補助、除去等に要した費用の補助	国土交通省	防災・安全社会資本整備総合交付金(住環境整備事業)	アスベスト対策補助事業
民間木造住宅耐震改修事業等	1-1、7-1	(住宅・建築物等の耐震化等の促進)	木造住宅無材耐震診断、木造住宅耐震改修補助(一般型・簡易型)、耐震シミュレーション等補助、非木造住宅耐震診断補助、非木造住宅耐震設計補助、非木造住宅耐震改修補助、ブロッッキング等撤去費補助	国土交通省	防災・安全社会資本整備総合交付金(住環境整備事業)	民間木造住宅耐震改修事業等
緊急輸送道路沿道建築物耐震改修事業	2-1、7-2	(沿道の住宅・建築物の耐震化の促進)	緊急輸送道路沿道耐震診断補助、耐震改修等補助	国土交通省	住宅市街地総合整備促進事業費補助(地域防災拠点建築物整備緊急促進事業)	緊急輸送道路沿道建築物耐震改修事業
都市公園・緑地等事業	7-1	(適切な公園施設の整備・長寿命化の推進)	公園施設長寿命化計画に基づき公園施設を改築し、予防保全により施設管理費トータルコストの低減を図る。	国土交通省	防災・安全交付金	都市公園・緑地等事業
住宅市街地総合整備事業	1-2	(火災に強いまちづくり等の推進) (水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等)	老朽建築物の除却や小規模な特殊道路等の整備を行います。	国土交通省	防災・安全交付金	住宅市街地総合整備事業
下水道事業耐震補強事業	2-5、6-3	(下水道施設の耐震化・下水道BCPの充実)	下水道施設の機能や重要度を勘案し、優先順位の高い施設から耐震化を実施するとともに、下水道BCP及び維持管理(ストックパブリック)の充実に努める。	国土交通省	防災・安全交付金	下水道事業
ストックマネジメント事業	6-3	(汚水処理施設等の維持管理及び防災対策の強化)	下水道施設の機能や重要度を勘案し、優先順位の高い施設から耐震化を実施するとともに、下水道BCP及び維持管理(ストックパブリック)の充実に努める。	国土交通省	防災・安全交付金	下水道事業
浄化槽市町村整備推進事業	6-3	(浄化槽整備の推進)	合併処理浄化槽への転換補助	環境省	循環型社会形成推進交付金(浄化槽分)	浄化槽設置整備事業
廃棄物処理施設整備事業	5-2、8-1	(末端供給拠点の災害対応力強化と自立型エネルギー設備の導入) (ごみ焼却施設等の災害対応力の強化等)	廃棄物処理施設のエネルギー回収能力の増強及び災害時でも継続的稼働ができるよう施設整備を行います。	環境省	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業
廃棄物処理施設整備事業	5-2、8-1	(末端供給拠点の災害対応力強化と自立型エネルギー設備の導入) (ごみ焼却施設等の災害対応力の強化等)	廃棄物処理施設のエネルギー回収能力の増強及び災害時でも継続的稼働ができるよう施設整備を行います。	環境省	循環型社会形成推進交付金(廃棄物処理施設分)	循環型社会形成推進交付金事業

地域計画 P.5 (3) 一般廃棄物等の処理の目標 の算出根拠

No.	項目	計算根拠	根拠資料	単位	実績										推計							
					H24	~	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
(1)	人口		計画書図2-4、図4-1	人	182,371		186,806	187,860	189,031	190,007	190,155	189,543	190,399	191,255	192,111	192,967	193,116	193,265	193,415	193,564	193,713	
(2)	事業所数		10/21提出の資料3	事業所	6,613		6,599	6,571	6,544	6,516	6,489	6,461	6,490	6,519	6,549	6,578	6,583	6,588	6,593	6,598	6,603	
(3)	事業系	可燃ごみ(公共ごみを含む)量	計画書表3-11	t/年	14,791		15,661	15,791	15,858	17,167	15,451	15,754	15,449	15,448	15,447	15,445	15,444	15,443	15,442	15,441	15,440	
(4)		資源ごみ(せん定枝)量	計画書表3-11	t/年	1,886		2,164	1,695	1,649	1,399	1,558	1,405	1,825	1,834	1,832	1,836	1,839	1,847	1,844	1,847	1,849	
(5)		事業系総排出量	計画書表3-11	t/年	16,677		17,825	17,486	17,507	18,566	17,009	17,159	17,274	17,282	17,279	17,281	17,283	17,290	17,286	17,288	17,289	
(6)		事業系総排出量(資源ごみ量を除く)	= (3)		t/年	14,791		15,661	15,791	15,858	17,167	15,451	15,754	15,449	15,448	15,447	15,445	15,444	15,443	15,442	15,441	15,440
(7)		1事業所当たりの排出量(資源ごみ量を除く)	= (6) ÷ (2)		t/事業所	2.24		2.37	2.40	2.42	2.63	2.38	2.44	2.38	2.37	2.36	2.35	2.35	2.34	2.34	2.34	2.34
(8)	生活系	可燃ごみ量	計画書表3-9	t/年	30,277		30,750	30,469	31,024	31,602	31,829	31,563	30,633	30,530	30,372	30,246	30,083	29,951	29,764	29,607	29,452	
(9)		不燃ごみ量	計画書表3-9	t/年	1,054		907	927	1,009	980	1,089	977	979	978	974	972	968	966	960	956	952	
(10)		粗大ごみ量	計画書表3-9	t/年	2,263		2,322	2,325	2,543	2,686	2,947	2,769	2,448	2,457	2,452	2,455	2,450	2,451	2,440	2,436	2,432	
(11)		資源ごみ量	計画書表3-9	t/年	9,786		8,772	8,486	8,219	7,885	8,418	8,256	8,652	8,735	8,750	8,803	8,812	8,859	8,838	8,854	8,871	
(12)		集団資源回収量	計画書表3-9、表3-22	t/年	4,217		3,387	3,084	2,863	2,545	1,648	1,770	3,038	3,048	3,043	3,046	3,039	3,041	3,027	3,022	3,017	
(13)		生活系総排出量(集団資源回収量を含む)	= (8) + (9) + (10) + (11) + (12)	計画書表3-9	t/年	47,597		46,138	45,291	45,658	45,698	45,931	45,335	45,750	45,747	45,591	45,523	45,353	45,269	45,029	44,875	44,724
(14)		生活系総排出量(集団資源回収量を除く)	= (8) + (9) + (10) + (11)		t/年	43,380		42,751	42,207	42,795	43,153	44,283	43,565	42,713	42,699	42,548	42,476	42,313	42,227	42,002	41,852	41,707
(15)	生活系総排出量(集団資源回収量、資源ごみ量を除く)	= (8) + (9) + (10)		t/年	33,594		33,979	33,721	34,576	35,268	35,865	35,309	34,060	33,965	33,799	33,673	33,501	33,368	33,164	32,999	32,835	
(16)	1人当たりの排出量(集団資源回収量、資源ごみ量を除く)	= (15) ÷ (1) × 1,000		kg/人	184.21		181.89	179.50	182.91	185.61	188.61	186.28	178.89	177.59	175.93	174.50	173.47	172.65	171.46	170.48	169.51	
(17)	事業系生活系の総排出量合計(集団資源回収量を含む)(=総排出量)	= (5) + (13)	計画書表3-8	t/年	64,274		63,963	62,777	63,165	64,264	62,940	62,494	63,024	63,029	62,870	62,804	62,636	62,559	62,315	62,162	62,013	
(18)	事業系生活系の総排出量合計(集団資源回収量を除く)	= (5) + (14)		t/年	60,057		60,576	59,693	60,302	61,719	61,292	60,724	59,987	59,981	59,827	59,758	59,596	59,517	59,288	59,140	58,996	
(19)	直接資源化量		計画書表3-20	t/年	6,141		4,943	4,795	4,481	4,330	4,569	4,280	4,915	4,902	4,893	4,899	4,888	4,891	4,869	4,860	4,853	
(20)	中間処理後の再生利用量		計画書表3-21	t/年	5,475		5,494	5,494	5,205	6,370	7,386	7,296	6,742	6,835	6,849	6,891	6,903	6,943	6,933	6,950	6,968	
(21)	総資源化量(=再生利用量)	= (12) + (19) + (20)	計画書表3-23	t/年	15,833		13,824	13,373	12,549	13,245	13,603	13,346	14,695	14,784	14,785	14,836	14,831	14,876	14,829	14,832	14,837	
(22)	直接資源化量の再生利用率	= (19) ÷ (18) × 100		%	10.2		8.2	8.0	7.4	7.0	7.5	7.0	8.2	8.2	8.2	8.2	8.2	8.2	8.2	8.2	8.2	
(22)	再生利用率	= (21) ÷ (17) × 100	計画書表3-23	%	24.6		21.6	21.3	19.9	20.6	21.6	21.4	23.3	23.5	23.5	23.6	23.7	23.8	23.8	23.9	23.9	
(23)	最終処分量		計画書表3-24	t/年	6,221		6,251	6,071	6,540	5,880	4,887	4,598	4,790	4,784	4,769	4,759	4,743	4,733	4,713	4,698	4,683	
(24)	最終処分率(総排出量に集団資源回収量を含む)	= (23) ÷ (17) × 100	計画書表3-24	%	9.7		9.8	9.7	10.4	9.1	7.8	7.4	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	
(25)	最終処分率(総排出量に集団資源回収量を除く)	= (23) ÷ (18) × 100		%	10.4		10.3	10.2	10.8	9.5	8.0	7.6	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	7.9	7.9	
(26)	1年の日数			日	365		365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	
(27)	1人1日当たりの排出量(=排出量原単位)	= (17) ÷ (1) ÷ (26) × 10 ⁶	計画書表3-8	g/人・日	966		938	916	915	924	907	903	907	900	897	892	889	884	883	880	877	

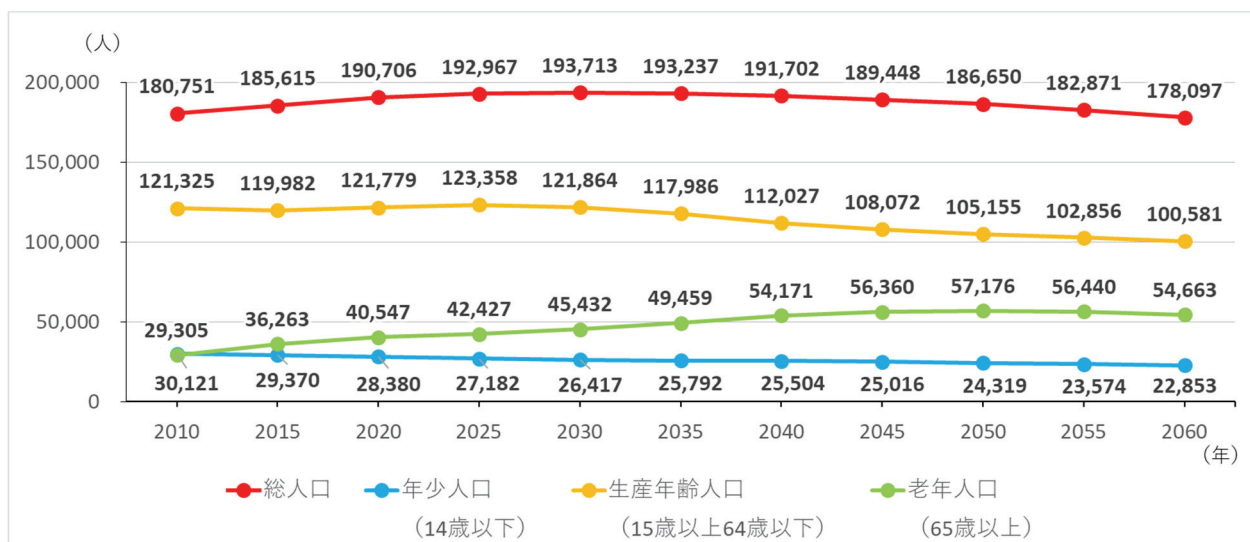
※ は地域計画内で記載する数値、 はチェック要領(P.8、P.10、P.11)の判断基準のフローチャートに必要な数値。

(2) 将来人口の推計

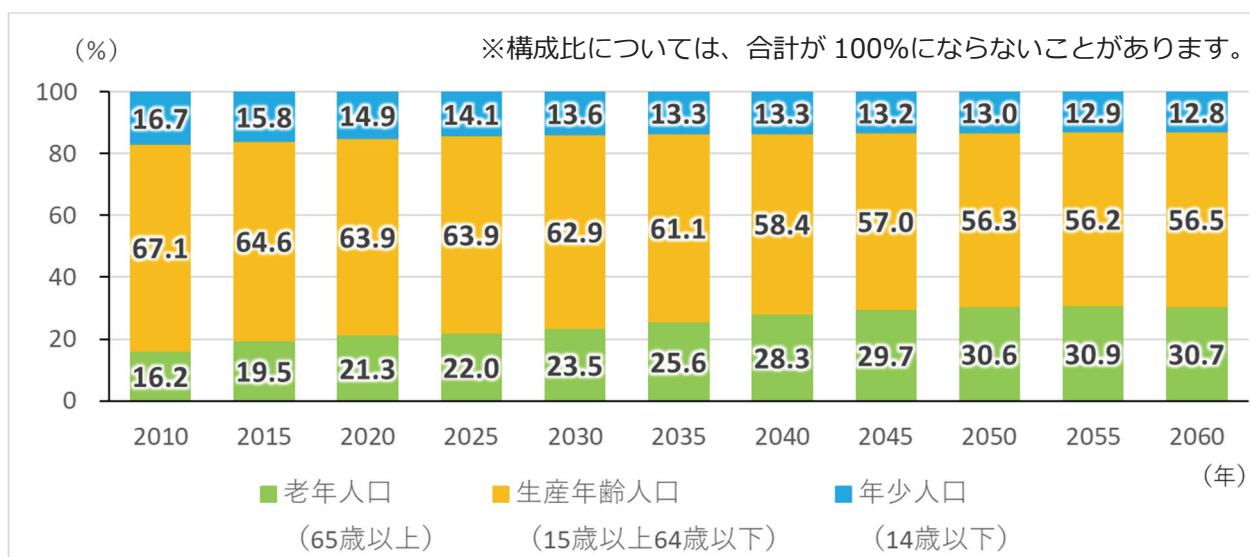
国立社会保障・人口問題研究所の人口推計（平成30年（2018年）推計）を踏まえた本市による推計結果によると、人口は令和12年（2030年）の19万3千人余がピークとなる見通しであり、全国で急速な人口減少が進む中で、総合計画の期間では依然として増加する見込みです。（住民基本台帳ベースでの推計結果）

一方、年少人口は既に減少傾向にあり、老年人口の増加とともに、少子高齢化が急速に進む見通しです。

また、生産年齢人口は、令和7年（2025年）がピークになる見通しです。



<図 2-3>本市の将来人口“規模”の見通し



<図 2-4>本市の将来人口“構成比”の見通し